



# 鳥取県公報

令和2年3月10日（火）  
号外第25号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（2）（任用課）・・・・・・・・・・ 2  
管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則  
（3）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（2）（警務課）・・・・・・・・ 5

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 採用試験の告知は、<u>インターネットの利用</u> <u>その他の適切な広報手段</u>によって行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 採用試験の告知は、<u>県公報、新聞、ラジオ</u> <u>その他適切な広報手段</u>によって行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第3号**

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
組織		職		組織		職	
略		略		略		略	
警察	警察本部	課長	3種	課長	3種	課長	3種
		監査官		監査官		監査官	
		<u>物品契約官</u>		<u>物品調達官</u>		<u>物品調達官</u>	
		企画官		企画官		企画官	
		<u>安全衛生官</u>		監察官		監察官	
		監察官		隊長(組織犯罪対策課の隊長を除く。)		隊長(組織犯罪対策課の隊長を除く。)	
		隊長(組織犯罪対策課の隊長を除く。)		所長		所長	
		所長		室長		室長	
		室長		センター長		センター長	
		センター長		場長		場長	
場長	広報官	広報官					
広報官	首席師範	首席師範					
首席師範	<u>人身安全対策官</u>	管理官(人事委員会が承認したものに限る。)					
<u>人身安全対策官</u>	管理官(人事委員会が承認したものに限る。)	管理官(人事委員会が承認したものに限る。)					
管理官(人事委員会が承認したものに限る。)	略	略					
略	略	略					
略	略	略					
略	略	略					

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略										
警察	警察本部	警察本部共通 (警察本部の 他の項に職が 掲げられてい る場合は、当 該職について は本項の規定 を適用しな い。)	運転免許 試験員 保健師 航空整備士	運転免許 試験員 保健師 航空整備士	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 監査官 物品契 約官 安全衛 生官 室長 センタ ー長 場長 管理官	参事監		
略										
備考 略										

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略										
警察	警察本部	警察本部共通 (警察本部の 他の項に職が 掲げられてい る場合は、当 該職について は本項の規定 を適用しな い。)	運転免許 試験員 保健師 航空整備士	運転免許 試験員 保健師 航空整備士	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 監査官 物品調 達官 室長 センタ ー長 管理官	参事監		
略										
備考 略										

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
略											
警察	警察本部	警察本部共通 (警察本部の 他の項に職が 掲げられてい る場合は、当 該職について は本項の規定 を適用しな い。)	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指 令長 課長補 佐 室長補 佐 隊長補 佐 主任師 範 検視官	次席 副隊長 指導官 通信指 令長 課長補 佐 室長補 佐 隊長補 佐 主任師 範 検視官	課長 監査官 物品契 約官 企画官 安全衛 生官 監察官 所長 隊長 室長 主任師 一長 場長 広報官 首席師 範 上席検 視官 人身安 全対策 官 管理官	参事官	部長 総括参 事官 地域統 括参事 官
略											
備考 略											

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
略											
警察	警察本部	警察本部共通 (警察本部の 他の項に職が 掲げられてい る場合は、当 該職について は本項の規定 を適用しな い。)	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指 令長 課長補 佐 室長補 佐 隊長補 佐 主任師 範 検視官	次席 副隊長 指導官 通信指 令長 課長補 佐 室長補 佐 隊長補 佐 主任師 範 検視官	課長 監査官 物品調 達官 企画官 安全衛 生官 監察官 所長 隊長 室長 主任師 一長 場長 広報官 首席師 範 上席検 視官 管理官	参事官	部長 総括参 事官 地域統 括参事 官
略											
備考 略											

附 則

この規則は、令和2年3月23日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 生活安全部（第11条—<u>第16条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第17条—第23条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第24条—第30条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第31条—第35条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第36条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第37条・第38条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第39条—第59条</u>）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（会計課）</p> <p>第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 物品の取得、<u>管理、処分及び出納</u>に関すること。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） <u>契約に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（7）～（12） 略</p> <p>（13） <u>本部の各部及び警察学校の庶務に関すること。</u></p> <p>2 会計課に、<u>監査室及び庶務集中室</u>を附置する。</p> <p>3 監査室においては、第1項第4号、<u>第6号</u>、第7号及び第10号に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 <u>庶務集中室</u>においては、第1項第3号、<u>第5号</u>及び<u>第11号から第13号</u>までに掲げる事務を処理する。</p> <p>（人材育成課）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 生活安全部（第11条—<u>第17条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第18条—第24条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第25条—第31条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第32条—第36条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第37条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第38条・第39条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第40条—第59条</u>）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（会計課）</p> <p>第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 物品の取得、<u>管理及び処分</u>に関すること。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） <u>物品の出納に関すること。</u></p> <p>（7）～（12） 略</p> <p>2 会計課に、<u>監査室及び物品調達室</u>を附置する。</p> <p>3 監査室においては、第1項第4号、<u>第5号</u>、第7号及び第10号に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 <u>物品調達室</u>においては、第1項第3号、<u>第6号</u>、<u>第11号</u>及び<u>第12号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>（人材育成課）</p>

<p>第7条 人材育成課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>通訳人の育成に関すること。</u></p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の<u>5課</u>を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p><u>少年・人身安全対策課</u></p> <p>サイバー犯罪対策課</p> <p>地域課</p> <p>通信指令課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。</u></p> <p>ア <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）</u></p> <p>イ <u>古物営業法（昭和24年法律第108号）</u></p> <p>ウ <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</u></p> <p>エ <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）</u></p> <p>オ <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</u></p> <p>カ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）</u></p> <p>キ <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</u></p> <p>ク <u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u></p> <p>ケ <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）</u></p> <p>コ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u></p> <p>サ <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童</u></p>	<p>第7条 人材育成課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の<u>6課</u>を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p><u>少年課</u></p> <p><u>生活環境課</u></p> <p>サイバー犯罪対策課</p> <p>地域課</p> <p>通信指令課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。</u></p>
--	---

を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

シ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

(7) 危険物関係事犯の取締りに関すること。

(8) 公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること。

(9) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。

(10) 経済関係事犯の取締りに関すること。

(11) 風俗関係事犯の取締りに関すること。

(12) 売春関係事犯の取締りに関すること。

(13) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(14) 前7号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

(15) その他部長の特命事項に関すること。

(16) 略

2 生活安全企画課に、地域安全相談対策室及び生活安全特別捜査隊を附置する。

3 略

4 生活安全特別捜査隊においては、第1項第7号から第15号までに掲げる事務を処理する。

(少年・人身安全対策課)

第13条 少年・人身安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(8) 略

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(11) 前2号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）への対処に関すること。

(12) 行方不明者の発見活動に関すること（前号に掲げるものを除く。）

(13) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。

(14) 子ども及び女性を犯罪被害から守る対策に関すること。

(9) 略

2 生活安全企画課に、地域安全相談対策室及び人身安全対策室を附置する。

3 略

4 人身安全対策室においては、第1項第6号から第8号までに掲げる事務を処理する。

(少年課)

第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(8) 略

- 2 少年・人身安全対策課に、少年サポートセンター及び人身安全対策室を附置する。
- 3 略
- 4 人身安全対策室においては、第1項第9号から第14号までに掲げる事務を処理する。

(サイバー犯罪対策課)

- 2 少年課に、少年サポートセンターを附置する。
- 3 略

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 危険物関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること。
- (3) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (5) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (7) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
  - イ 古物営業法（昭和24年法律第108号）
  - ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
  - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）
  - オ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
  - カ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
  - キ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
  - ク 警備業法（昭和47年法律第117号）
  - ケ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）
  - コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
  - サ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
  - シ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

(サイバー犯罪対策課)



<p><u>第14条</u> 略</p> <p>(地域課)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(通信指令課)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(刑事部の分課)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(刑事企画課)</p> <p><u>第18条</u> 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>通訳人の運用に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 捜査支援室においては、第1項第3号、第4号、<u>第6号から第8号までに掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(捜査第一課)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(交通企画課)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(交通指導課)</p> <p><u>第26条</u> 略</p>	<p><u>第15条</u> 略</p> <p>(地域課)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(通信指令課)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(刑事部の分課)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(刑事企画課)</p> <p><u>第19条</u> 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 捜査支援室においては、第1項第3号、第4号、<u>第6号及び第7号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(捜査第一課)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(交通企画課)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(交通指導課)</p> <p><u>第27条</u> 略</p>
--	--

(交通規制課) 第27条 略	(交通規制課) 第28条 略
(運転免許課) 第28条 略	(運転免許課) 第29条 略
(交通機動隊) 第29条 略	(交通機動隊) 第30条 略
(高速道路交通警察隊) 第30条 略	(高速道路交通警察隊) 第31条 略
(警備部の分課) 第31条 略	(警備部の分課) 第32条 略
(警備第一課) 第32条 略	(警備第一課) 第33条 略
(警備第二課) 第33条 略	(警備第二課) 第34条 略
(外事課) 第34条 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。 ア・イ 略 ウ 第32条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの	(外事課) 第35条 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。 ア・イ 略 ウ 第33条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの
(機動隊) 第35条 略	(機動隊) 第36条 略
(警察学校) 第36条 略	(警察学校) 第37条 略
(警察本部の課等の内部組織の設置) 第37条 略	(警察本部の課等の内部組織の設置) 第38条 略
(警察署の内部組織の設置) 第38条 略	(警察署の内部組織の設置) 第39条 略
(部長)	(部長)

<p><u>第39条</u> 略</p> <p>(総括参事官、参事官及び参事監)</p> <p><u>第40条</u> 略</p> <p>(首席監察官)</p> <p><u>第41条</u> 略</p> <p>(地域統括参事官)</p> <p><u>第42条</u> 略</p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p><u>第43条</u> 略</p> <p>(監査官)</p> <p><u>第44条</u> 略</p> <p>(物品契約官)</p> <p><u>第45条</u> 警務部に<u>物品契約官</u>を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 <u>物品契約官</u>は、上司の命を受け、物品の取得、管理、処分及び出納、契約、警察装備の調達、警察車両の点検及び修理並びに庶務に関する事務を統括する。</p> <p>(企画官)</p> <p><u>第46条</u> 略</p> <p>(安全衛生官)</p> <p><u>第47条</u> 警務部に<u>安全衛生官</u>を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 <u>安全衛生官</u>は、上司の命を受け、健康管理に関する事務を統括する。</p> <p>(監察官)</p> <p><u>第48条</u> 略</p> <p>(人身安全対策官)</p> <p><u>第49条</u> <u>生活安全部に人身安全対策官</u>を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 <u>人身安全対策官</u>は、上司の命を受け、人身安全関連事案、行方不明者の発見活動、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の施行並び</p>	<p><u>第40条</u> 略</p> <p>(総括参事官、参事官及び参事監)</p> <p><u>第41条</u> 略</p> <p>(首席監察官)</p> <p><u>第42条</u> 略</p> <p>(地域統括参事官)</p> <p><u>第43条</u> 略</p> <p>(課長、所長及び隊長)</p> <p><u>第44条</u> 略</p> <p>(監査官)</p> <p><u>第45条</u> 略</p> <p>(物品調達官)</p> <p><u>第46条</u> 警務部に<u>物品調達官</u>を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 <u>物品調達官</u>は、上司の命を受け、物品の取得及び処分並びに警察装備の調達に関する事務を統括する。</p> <p>(企画官)</p> <p><u>第47条</u> 略</p> <p>(健康管理室長)</p> <p><u>第48条</u> 警務部に<u>健康管理室長</u>を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 <u>健康管理室長</u>は、上司の命を受け、健康管理に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(監察官)</p> <p><u>第49条</u> 略</p>
--	---

に子ども及び女性を犯罪被害から守る対策に関する  
事務を統括する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月23日から施行する。

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 鳥取県警察国有物品管理規則（昭和40年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
様式第1号（第8条関係）						様式第1号（第8条関係）					
略						略					
本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査	本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
支出負担行為担当官						支出負担行為担当官					
物品管理官						物品管理官					
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名		物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略						略					
備考 略						備考 略					
様式第2号（第9条関係）						様式第2号（第9条関係）					
略						略					
本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査	本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
物品管理官						物品管理官					
略						略					
備考 略						備考 略					
様式第3号（第9条関係）						様式第3号（第9条関係）					
略						略					
本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査	本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
支出負担行為担当官						支出負担行為担当官					
物品管理官						物品管理官					
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名		物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略						略					
備考 略						備考 略					
様式第4号（第10条関係）						様式第4号（第10条関係）					
略						略					

本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略					

備考 略

様式第5号 (第10条関係)

物品出納員 (物品供用員)	物品契約官	管理官	合議	主査
略				

備考 略

様式第6号 (第10条、第13条、第14条関係)

物品出納員 (物品供用員)	物品契約官	管理官	合議	主査
略				

備考 略

様式第8号 (第13条関係)

略					
本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略					

備考 略

様式第9号 (第14条関係)

略					
本部長	物品出納員	物品契約官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	請求所属名
	物品供用員	管理官	合議	主査	受入所

本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略					

備考 略

様式第5号 (第10条関係)

物品出納員 (物品供用員)	物品調達官	管理官	合議	主査
略				

備考 略

様式第6号 (第10条、第13条、第14条関係)

物品出納員 (物品供用員)	物品調達官	管理官	合議	主査
略				

備考 略

様式第8号 (第13条関係)

略					
本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	所属名
略					

備考 略

様式第9号 (第14条関係)

略					
本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査
	物品供用員	管理官	合議	主査	請求所属名
	物品供用員	管理官	合議	主査	受入所

	用員				属名
略					
備考 略					

	用員				属名
略					
備考 略					